令和５年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る留意事項（奈良市）

留意事項

【①自家発・換気設備の留意事項】

☆非常用自家発電設備整備について

〇補助対象とするのは、次のアからウを全て満たすものであることが前提です。

ア 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。

イ 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、

発災後７２時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの。

ウ これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。

〇これを踏まえ、以下の場合は補助対象外です。

ア　平時を含めた使用が想定される設備は対象外です。特に、太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備については、平時における使用が想定されるだけでなく、

①天候等により非常時において安定的に使用できないことが想定されること

②他の福祉施設（子ども・障害）に対する補助制度との整合性を取っていること

から対象外です。

イ　可搬型（ポータブル）の非常用自家発電設備で施設に設置する工事が伴わない場合

☆介護施設等の換気設備の設置事業について

〇感染リスクの高い風通しの悪い空間について、施設の構造や立地等により、十分な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するものであることが前提です。

〇これを踏まえ、以下の場合は補助対象外です。

ア　現に通常の換気（窓を開ける、換気扇を回す等）を行うことができる場合には補助対象外です。改正建築基準法（２００３年７月１日施行）では、全ての居室への換気設備の設置が義務づけられており、また、建築基準法第 28 条から、窓（またはその他の開口部）が無い居室は通常想定されないため、大部分の施設は、上記の前提条件に該当せず、補助の対象外となります。

本事業により補助が想定される場合は、例えば、

・窓があるものの、すぐ隣に建物が建ち、全く風が抜けない

・火山灰が降る等、周辺の環境により、常時窓を開けることが困難である場合　等

となります。

イ　エアコンは一般的に換気機能を有していないため、補助対象外です。換気機能を有するものであっても、形状や機能において、エアコンに相当するものは補助対象外とします。

〇補助対象面積の考え方は、以下のとおりとします。

ア　前年度の基金の取り扱いと同様、補助対象は「居室」に限ります。

イ　補助上限（4,000 円/㎡）でいう面積は施設全体ではなく、整備を行う「居室」の対象部分のみとなります。

〇上記の通り、換気設備の設置事業は、現に通常の換気が困難であるなど、やむを得ないものについて補助することを想定しています。

【②太陽光発電活用の周知事項】

〇太陽光発電の設置に際し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の非常用自家発電設備整備事業においては、基本的に対象外である。太陽光発電設置に活用できるのは、以下のメニューである。

ア　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

　 　認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（大規模修繕等分）

イ　地域医療介護総合確保基金

　　 地域密着型サービス等整備等助成事業

　　 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

【③ブロック塀等改修整備の奈良市での取り扱い】

〇ブロック塀改修等支援事業について、奈良市ではブロック塀の撤去に係る費用のみを補助対象額とします。ただし、工事は再設置及び改修までをしてください。

Ｑ＆Ａ  
**Ｑ１**、「認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業」において、非常用自家発電設備を新規で整備する場合は対象となるか。  
※既存で自家発電設備は存在しておらず、修繕等には当てはまらない。あくまで、新規の取り付けとなる場合。

**Ａ1**、対象となる

**Ｑ２**、「認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業」において非常用自家発電の修繕で補助申請する際に、過去に新設で補助を受けていた場合、過去の補助額を補助上限から差し引くことが必要か

**Ａ２、同一メニューは原則１事業所につき１度のため申請不可**

**Ｑ３、**「原則一事業所につき１回を限度として申請することができるものとする」とあるが、当該交付金（過去も含む）につき一回か、当該事業について一回か。

また、同事業（※）で受けていても内容が異なる場合はどうか

※例：過去にGH防災改修のうち大規模修繕の補助を受けていて、今回、GH防災改修のうち非常用自家発整備を行う場合等

**Ａ３、事業につき一回、防災改修の中で別の内容の場合は申請可能だが、上限額は過去の補助額を差し引いた額となる。**

**Ｑ４、**認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業において、非常用自家発電整備と大規模修繕（空調設備の改修）を同時に申請することは可能か。

可能な場合、非常用自家発電整備と大規模修繕を1件ずつ（補助上限７７３万円×２）申請するのではなく

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業1件として、７７３万円を上限に申請するという認識で良いか。

**Ａ４、ご認識のとおり。**



**Ｑ５、**非常用自家発電の補助上限等の記載欄に、燃料タンクを除くと記載があるが、その下の段には、燃料タンクを含むと記載がある。どのような意図があるか。

GH防災改修（非常用自家発整備）及び非常用自家発電整備事業では、燃料タンク自体は対象となる認識で良いか。

**Ａ５、上の記載は補助下限から燃料タンクを除くという意味。事業としては非常用自家発電気の設置に伴う燃料タンクの整備は補助対象。**

**Ｑ６、**「換気設備の設置経費支援事業」について、空気清浄機やエアコンの設置は補助対象と考えてよいか。  
当該事業の趣旨として、換気機能が付随していないものについては補助対象外と考えるがどうか。  
逆に、換気機能が付随しているタイプのエアコンであれば対象になる可能性があるか。

**Ａ６、空気清浄機やエアコンはそもそも換気設備ではないため対象外。換気機能付きは対象外とは言えないが、高機能、新しい機種が想定され、4,000円/㎡（整備する居室部分）の補助上限から考えると金額的に現実的ではないと考える**

**※前提として、現状窓を開けることができない等、通常の換気もできない場合のみ対象。通常の換気ができる状態であれば対象外。**

**Ｑ７**、非常用自家発電について、ポータブルタイプのものは不可ということでしたが、可搬型発電機で切替盤の工事を行うものも、対象外となるか。また、大きな発電装置を設置し、その装置自体は持ち運べるような規模ではなく、設置そのものに工事が必要か。

**Ａ１、認識のとおり。非常用自家発電機自体の設置工事が必要となる**

**Q８**、「認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業」について、大規模修繕について、一定年数は概ね１０年とする記載がありますが、協議の際は少なくとも１０年以上経過している必要があるか。

**Ａ８、基本は１０年を基準にして、仮に８～９年等の場合は、協議の上、改修する明確な理由があれば対象にはなり得る。**